

2001年3月20日

国際化検討会ヒアリング

発表者：ホー・ル・ハイティング・ス・ジャフスキー・アンド・ウォーカー外国法事務弁護士事務所

(特定共同事業事務所：太陽法律事務所) 外国法事務弁護士 (ジョージア州法)

ジョン・H・ステード (John H Steed)

太陽法律事務所

弁護士 前 田 陽 司

1. 事務所の概要について

(1) 構成について

太陽法律事務所 弁護士数 11名

ホー・ル・ハイティング・ス・ジャフスキー・アンド・ウォーカー外国法事務弁護士事務所

外国法事務弁護士数 5名

外国弁護士 13名

(2) 弁護士・外国弁護士アソシエートの雇用関係

それぞれの法律事務所・外国法事務弁護士事務所がそれぞれの事務所に所属する弁護士又は外国弁護士を雇用している。

(3) 弁護士及び外国法事務弁護士の経験年数

太陽法律事務所

司法修習 28期 1名 (経験年数 26年)

同 42期 1名 (経験年数 12年)

同 43期 1名 (経験年数 11年)

同 44期 1名 (経験年数 10年)

同 45期 1名 (経験年数 9年)

同 49期 1名 (経験年数 5年)

同 51期 1名 (経験年数 3年)

同 53期 2名 (経験年数 1年)

同 54期 2名

ホー・ル・ハイティング・ス・ジャフスキー・アンド・ウォーカー外国法事務弁護士事務所

外国法事務弁護士

ジョン・H・ステード 経験年数 24年 (外国法事務弁護士登録後 4年)

海野 薫 経験年数 14年 (同 3年)

トーマス・G・バーチ・Jr. 経験年数 27年 (同 1年)

ジョエル H. ロスティン 経験年数 11年 (同 1年)

小川 哲也

経験年数 14 年（同 8 年）

（４）取り扱う主な法律業務

企業法務全般（一般会社法関連、企業買収、知的財産、労働関係、倒産法、製造物責任法等）、不動産関連法務（不動産取引、不動産ファイナンス、不動産証券化等）、金融法務、電子商取引関連法務等に関する法的アドバイス、契約書の作成、交渉並びに訴訟代理（国際訴訟及び国内訴訟を含む）

（５）特定共同事業開始の経緯等

- ・ 1988 年 ホール・ハイティング・ス・ジャフスキー・アンド・ウォーカー外国法事務弁護士事務所開設
- ・ 1998 年 太陽法律事務所との間で特定共同事業開始

２．事件受任の手続・方式

どちらの法律事務所の顧客であっても、原則として、日本法案件については、太陽法律事務所所属の弁護士が担当し、米国法の案件についてはホール・ハイティング・ス・ジャフスキー・アンド・ウォーカー外国法事務弁護士事務所所属の弁護士が担当する。但し、国際訴訟案件、クロスボーダー取引（国際ライセンス契約等）、国内における M&A でクライアントが外国法人の場合、国外における M&A 案件でクライアントが日本法人の場合等については、上記の原則の下、クライアントの利益を第一に考え、適材適所に弁護士を担当させるようにしている。

なお、海外（特にアメリカ）における事象の場合には、クライアントに最も便宜となるオフィス所属の弁護士を紹介して、事件処理に当たらせているし、海外のクライアントからの依頼の場合にも、上記の原則に則り事件配分を行っている。

３．収入分配・経費分担のあり方

原則として、それぞれの法律事務所で獲得した収入については、それぞれの法律事務所にも所属するパートナー間で、一定のルールに従い協議の上、分配が行われる。経費についても、所属法律事務所の弁護士数や収入等に応じて、適宜双方のパートナー間で協議の上分担している。

４．特定共同事業の運営に関する事項の決定の在り方

特定共同事業の運営に関する基本的な事項については、太陽法律事務所所属のパートナー弁護士及びホール・ハイティング・ス・ジャフスキー・アンド・ウォーカー外国法事務弁護士事務所所属のパートナー弁護士による定期的な共同会議により決定される。また、具体的な特定共同事業案件の進め方については、随時、必要に応じて各所属事務所のパートナー弁護士の協議により

決定していく。

5. 特定共同事業に対するニーズ

(1) どのような顧客が共同事業サービスを求めているか。

日本（及び場合によっては複数国）でビジネス展開をする外資系企業、逆に外国（米国またはその他）におけるビジネス展開をする日本企業、または日本と外国（米国またはその他）のいずれかや双方において訴訟を提起したり、提起された日本または外国の企業等である。

(2) それらの顧客はどのような共同事業サービスの拡充を求めているか。

日本、米国のみならず、第三国（たとえば中国等のアジア諸国、南米諸国等）を含むネットワークや、企業法、金融、知的財産法、訴訟等あらゆる分野についての法的サービスを、総合的かつ国際的な法律事務所からまとめて受けられる（いわゆるワンストップショッピング）サービスの拡充を求めていると考えられる。

以上